

山形県教育庁指定管理者審査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年県条例第11号）（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、教育委員会が所管する公の施設及び子育て推進部が所管する山形県男女共同参画センターに係る指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、山形県教育庁指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要項に記載する選定基準等の審査及び評価
- (2) 指定管理者への申請者及びその事業計画書の審査及び評価
- (3) その他指定管理者の候補者とすべき者を選定するにあたり必要な事項

(組 織)

第3条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

教育次長、総務課長、当該公の施設を所管する課長（山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターに係る審査においては、文化財・生涯学習課長）及び総務部が選任する共通外部委員

- 2 審査委員会に委員長を置き、教育次長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。
- 6 委員の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることができない。
- 7 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行。以下「指針」という。）」に基づき、審査委員会が決定するものとする。
- 8 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、指針に基づき公表する。

(審査・選定の基準)

第5条 審査委員会は、指定管理者の候補者の審査にあたっては、条例第3条に掲げる基準のほか、施設の特性に応じ施設ごとに設定する選定基準に基づき行うものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査委員会において知り得た秘密について他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第7条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。